

信書便制度説明会

平成15年4月に信書便法が施行され、信書の送達の事業に民間事業者が参入できるようになり、全国で436者が特定信書便事業に参入しています。また、自治体では公文書集配業務において信書便の利用が増えており、経費削減につながっている例もあります。説明会では、信書の正しい送達方法、信書便の制度やサービスの利用例等について分かりやすく説明いたします。

■長野市会場

開催日：平成27年7月2日(木)

会 場：信越総合通信局 4階会議室
(長野市旭町1108 長野第1合同庁舎)

■松本市会場

開催日：平成27年7月3日(金)

会 場：松本市駅前会館 1階中会議室
(松本市深志2-3-21)

■第1部 14:00～15:00(信書便利用者・事業参入希望者対象)

『信書の定義』

- 内容：通知書、納品書、請求書は信書に該当するのか、信書はメール便で送れるのかといった問合せが多数寄せられています。ここでは、信書の定義や信書の正しい送達について、ご説明いたします。

『信書便制度の概要』

- 内容：信書便法の概要、信書便制度の仕組みをご説明いたします。また、信書便事業者が提供しているサービス導入事例をご説明いたします。

■第2部 15:05～15:30(事業参入希望者対象)

『信書便事業の参入手続き』

- 内容：平成15年4月の制度創設以来、全国で436者(長野県4者)が特定信書便事業に参入しています。特定信書便事業に参入を検討されている方を対象に許可申請手続きや許可後の手続きをご説明いたします。

■申込方法：参加を希望される方は6月25日(木)までに、FAX送信票に希望する会場、団体名、住所、氏名、連絡先等をご記入の上、FAXでお申込みください。第1部のみの参加も可能です。定員は各会場40名(先着順)です。(参加費：無料)

■申 込 先：総務省 信越総合通信局 吉田
〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
電話：026-234-9932 FAX：026-234-9969

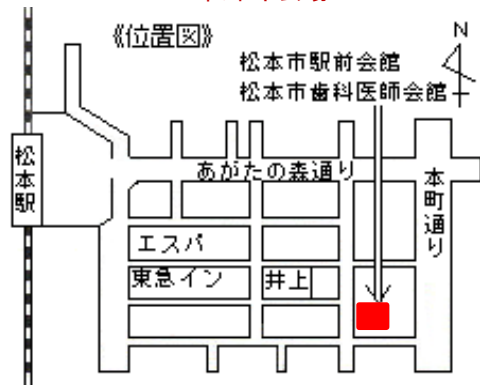
会場案内図

■長野市会場



※ 長野駅から徒歩約20分。駐車場に限りがありますので、できる限り公共交通機関を利用してお越しください。

■松本市会場



※ 松本駅から徒歩約10分。駐車場がありませんので、公共交通機関を利用してお越しください。

主催：総務省 信越総合通信局